

協会事業等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

本ガイドラインは、厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年11月19日(令和4年5月23日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定に示された業種ごとの感染拡大防止ガイドライン作成の要請に基づき、協会事業等の実施における新型コロナウイルス感染症予防対策として基本事項を取りまとめたものである。

協会事業の主催者は、本ガイドラインの趣旨・内容を十分に理解し、各項に基づいて、施設や参加者(会員・講師等)、講義内容を考慮して新型コロナウイルスの感染予防に取り組む。また、生涯教育制度認定事業においても本ガイドラインを参考に対応を要請する。

感染症対策の実施について

【前日までの確認】

- 1) 主催者は事業実施地域での感染状況を把握し、各事業運営責任者と会場における感染対策ガイドラインを確認し、感染拡大のレベルが3、4になった場合には中止の可能性があることを確認する。
- 2) 参加者・運営者の所属と緊急連絡先を記入した名簿を作成する。

【当日確認】

- 1) 下記の場合は来場を見合わせることを徹底する。
 - ・保健所等から自宅待機を指示されている場合
 - ・発熱(37.5度以上)、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐、呼吸困難、強い倦怠感、味覚障害、嗅覚障害等の症状がある場合(投薬により症状が改善している場合も来場不可)
 - ・過去7日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある場合
 - ・過去7日以内に同居している者の感染が疑われた場合、または濃厚接触者となった場合
 - ・過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) 参加者および運営者に新型コロナウイルスワクチン接種状況や1)の各項目に該当していないかを確認する健康状態申告書を開催日ごと提出することを求める。
- 3) 事業実施中に発熱等の体調不良者が出た場合は当該参加者の受講を中止する。また、運営者にも同様の症状が出た場合は運営業務を中止し、他者が業務を引き継ぐ。
- 4) 上記2)の状態が判明した場合は直ちに部屋の換気と消毒を実施する。
- 5) 飛沫感染、接触感染を防ぐための感染防止対策をアナウンスし、参加者に周知徹底を図る。

【当日の具体的な対策】

- 1) 咳エチケット、不織布マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促し、消毒液を設置する。(PCなどの器具などを共有する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒を徹底する)
- 2) ドアノブ・机・椅子、PC、事業に用いる備品などは必要に応じて消毒をおこなう。共有するマイクなど感染リスクが高いものは消毒を徹底し、状況が許すようであればドアを開放するなど人の手が触れる場所を極力少なくする。

- 3) 受付や研修会場など参加者と対面する場所は、状況に応じてアクリル板等を設置する。
- 4) 座席等は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。座席等は十分な距離をあけて座ることができるように配置する。
- 5) 会場内の換気は時間を決めて十分な換気をおこなう。会場により状況は異なるため事前に確認し換気方法検討する。
- 6) 飛沫感染防止のため会場内での食事中の会話は厳禁とする。
- 7) ゴミの持ち帰りを徹底する。放置、会場に捨てるなどの行為を禁止する。

【実施後の注意事項】

- 1) 実施後7日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は速やかに協会事務局に連絡を徹底させる。
- 2) 作成した名簿や健康状態申告書は、協会事務局で保管し実施後1か月を経過したのちに個人情報の扱いに留意しつつ適切に破棄する。
- 3) 保健所等の関係公的機関から、参加者名簿の提示が求められた場合に備える措置として参加者および運営者の個人情報を管理する。

附記

- 1.本ガイドラインは公益社団法人日本視能訓練士協会の全ての事業等の実施に適用する。
- 2.ガイドライン中の特定事項の詳細や事例を示す必要が生じた場合には、直ちに当協会ホームページに掲載する。
- 3.事業実施の判断は、政府及び実施地域の都道府県知事からの情報に基づいて総合的に判断し、適切な対応をおこなう。
- 4.本ガイドラインは、状況の変化等に応じて適宜改訂される。

第1版：2021年4月18日発行

第2版：2022年7月12日発行